

(別紙 2 裏面)

Ⅲ 中小企業者の雇用管理の現状等

労働時間等の設定、男女の雇用機会均等及び職業生活と家庭生活の両立、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、中小企業者Ⅳの3の開演事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。

また、これから事業を開始しようとする場合は、予想される雇用管理の状態について、Ⅳの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。なお、Ⅱの2について改善事業に取り組む場合は、それにより達成される水準についてもお書きください。

Ⅳ 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- | | |
|-------------|---|
| イ
ロ
ハ | 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画
新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善計画
実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画 |
|-------------|---|

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 中小企業者が実施する改善事業の項目を記入してください。

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

項 目	労働時間等の 設定の改善	男女の雇用機会均等の 確保及び職業生活と家 庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の充実
実施の有無（○又は×）				

項 目	募集・採用の改善	教育訓練の充実	その他の雇用管理改善
実施の有無（○又は×）			

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

以下の施策の活用を希望する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で別紙2別添1（1項目につき1業）及び別紙2別添2に記入してください。

また、事業協同組合等に労働者の募集を委託する場合は、募集内容等を別紙2別添1の「改善事業の内容」欄に記入してください。

なお、この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・中小企業信用保険法の特例 | ・中小企業投資育成株式会社の特例 |
|---------------|------------------|

V その他以下の書類の添付してください。

- 中小企業者の定款（ただし、定款を有しない中小企業者（個人事業主又はこれから事業を営もうとする者）を除く。）
- 中小企業者の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

(注) 企業が新たに企業を設立する場合においては、新たに設立される企業の法人登記の前であっても、新たに設立される企業の予定される所在地・名称・代表者により提出して差し支えありません。

(別紙 2 裏面)

Ⅲ 中小企業者の雇用管理の現状等

労働時間等の設定、男女の雇用機会均等及び職業生活と家庭生活の両立、職場環境、福利厚生、募集・採用、教育訓練その他の雇用管理の現状について、中小企業者Ⅳの3の開演事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。

また、これから事業を開始しようとする場合は、予想される雇用管理の状態について、Ⅳの3の改善事業に取り組むこととした理由がわかるようにお書きください。なお、Ⅱの2について改善事業に取り組む場合は、それにより達成される水準についてもお書きください。

Ⅳ 改善計画

1 改善計画の種別に○を付してください。

- | | |
|-------------|---|
| イ
ロ
ハ | 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るための改善計画
新分野進出等に伴って実施することにより良好な雇用の機会の創出に資する改善計画
実践的な職業能力の開発及び向上を図ることが必要な青少年にとって良好な雇用の機会の創出に資する改善計画 |
|-------------|---|

2 改善計画の実施期間を記入してください。なお、実施期間は、概ね5年間（終期は、5年目の日の属する事業年度の末日まで。）以内とします。

年	月	～	年	月
---	---	---	---	---

3 中小企業者が実施する改善事業の項目を記入してください。

(注) 募集・採用の改善を除くいずれかの項目に取り組むことが必要です。

項 目	労働時間等の 設定の改善	男女の雇用機会均等の 確保及び職業生活と家 庭との両立支援	職場環境の改善	福利厚生の充実
実施の有無（○又は×）				

項 目	募集・採用の改善	教育訓練の充実	その他の雇用管理改善
実施の有無（○又は×）			

4 改善事業の目標、実施期間、内容、実施方法並びに必要とする資金の額及び調達方法

以下の施策の活用を希望する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で別添1（1項目につき1業）及び別添2に記入してください。

また、事業協同組合等に労働者の募集を委託する場合は、募集内容等を別添1の「改善事業の内容」欄に記入してください。

なお、この計画を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

- | | |
|---------------|------------------|
| ・中小企業信用保険法の特例 | ・中小企業投資育成株式会社の特例 |
|---------------|------------------|

V その他以下の書類の添付してください。

- 中小企業者の定款（ただし、定款を有しない中小企業者（個人事業主又はこれから事業を営もうとする者）を除く。）
- 中小企業者の最近3年間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合には、最近2年間の事業状況又は営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類）

(注) 企業が新たに企業を設立する場合においては、新たに設立される企業の法人登記の前であっても、新たに設立される企業の予定される所在地・名称・代表者により提出して差し支えありません。

(別紙 2 別添 1)

(別紙 2 別添 1)

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

・ 中小企業信用保証法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社の特例
を期待する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。
なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者の名称：

改善事業の項目		改善事業の目標	
---------	--	---------	--

年 度	改 善 事 業 の 内 容	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注)	必要とする資金の額
初年度			万円
2年度			万円
3年度			万円
4年度			万円
5年度			万円
6年度			万円

(注) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類（自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等）を記入するとともに、必要とする資金の額の欄に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(別添 1)

別添 1

改善事業の項目、目標、実施期間、内容、実施方法及び必要とする資金の額

・ 中小企業信用保証法の特例 ・ 中小企業投資育成株式会社の特例
を期待する中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。
なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者の名称：

改善事業の項目		改善事業の目標	
---------	--	---------	--

年 度	改 善 事 業 の 内 容	青少年の有無 (注 1)	改 善 事 業 の 実 施 方 法 (注 2)	必要とする資金の額
初年度				万円
2年度				万円
3年度				万円
4年度				万円
5年度				万円
6年度				万円

(注 1) 改善事業の対象者に青少年（40 年未満の者）が含まれる場合は○を記入してください。ただし、対象者全員が青少年の場合は◎を記入してください。

(注 2) 設備投資を行う場合は、改善事業の実施方法の欄に、具体的な設備又は施設の種類（自動塗装ロボット、自動搬出装置、NC旋盤、除塵・集塵設備、防振設備、空調設備等又は従業員宿舍、保健施設、給食施設、教養文化施設、託児施設等）を記入するとともに、必要とする資金の額の欄に当該設備又は施設に係る資金の額を明記してください。

(別紙 2 別添 2)

(別紙 2 別添 2)

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

[・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社の特例]

を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者名:

(単位: 万円)

改善事業の項目	調達先	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
	内訳				日本政策金融公庫 特利分			その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合 計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

(別紙 3 ～ 6) (略)

(別添 2)

別添 2

改善事業の実施に必要な資金の調達方法

[・中小企業信用保険法の特例 ・中小企業投資育成株式会社の特例]

を期待する構成中小企業者は、希望する施策を○で囲った上で、必要事項を記入してください。なお、この様式を提出しただけでは希望の施策の対象となる要件を満たしたことはありません。別途申請等が必要です。

中小企業者名:

(単位: 万円)

改善事業の項目	調達先	自己資金	国及び都道府県からの補助	国からの助成	政府金融機関等からの借入れ				民間金融機関からの借入れ	その他	合計	備考
	内訳				日本政策金融公庫 特利分			その他				
労働時間等の設定の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
男女の雇用機会均等の確保及び職業生活との両立支援	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
職場環境の改善	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
福利厚生の実施	設備											
	施設											
	土地											
	運営											
	小計											
募集・採用の改善												
教育訓練の実施												
その他の雇用管理の改善												
合 計												

(注) 都道府県等が単独で行う補助がある場合にはその他の欄に記載して下さい。

(別紙 3 ～ 6) (略)

(別紙 7) (別紙 7) 改 善 計 画 認 定 取 消 通 知 書 殿 知事 平成 年 月 日付けで認定をきた貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、認定を取り消したので通知します。 なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に 知事に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、 知事を被告として、 裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には、正当な理由が無い限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。 記 取消しの理由 (別紙 8) (略)	(別紙 7) (別紙 7) 改 善 計 画 認 定 取 消 通 知 書 殿 知事 平成 年 月 日付けで認定をきた貴殿の改善計画は、下記の理由に該当すると認められますので、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第 5 条第 2 項の規定により、認定を取り消したので通知します。 なお、この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に 知事に対して異議申立てをすることができます。 また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、 知事を被告として、 裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。） 記 取消の理由 (別紙 8) (略)
---	--